

された。神奈川県としては、例によって他府県とは異なる当県の特事情を申し立てて同課の存続を求めたが、今回は中央に認められず、その業務は庶務課と租税課に分割して引き取られた。維新当初、外務省が神奈川県にあるかのごとき観を呈していた時期から、中央の対外行政機構の整備されてきた時期への移り変わりが、神奈川県の抵抗をあまり強力にさせなかった理由であろう。もっとも、庶務課のなかに含まれた外務掛は「令直管」すなわち県令に直属することとされたから、やはり県としてはたんなる課の中の一掛以上の重みをこの掛にもたせていたのであった。このほか、録事課・営繕課が廃されて、庶務課や他の諸課に分割吸収された一方で、勸業課が新設されている。

第一一六課

つづいて、七六年十一月に課名が第一一六課と変わり、順番に庶務・勸業・租税・警保・学務・出納を担当した。第三課と第六課が、財務関係であることはいうまでもない。ところで、第三課の掛をとり出してみると、従来になかった特徴が見出される。第一は、国税掛と県税掛を置いたことである。それは七五年九月の太政官布告第一四〇号で、従来の租税を国税と府県税とに分離したこと（この点、くわしくは林健久『日本における租税国家の成立』二二八―二三〇ページを参照）を受けた処置で、それぞれに対応する掛を置いたことを意味しており、中央―地方の租税体系の整備と、県の財務機構の整備との対応が示されている。第二は、外地掛が置かれたことである。これは、もちろん上述の外務課廃止にもなって、居留民関係の税務事務を引き継いだことによるものであり、中央のやや杓子しやくし定期的な府県の課の改廃の指示を、対外関係をもつ県が受け止めるに当たって、必然的にうみ出されたものというべきであろう。第三は、地租改正掛である。地券課が置かれた際、それがすでに地租改正の方針にそったものだったことは前述したが、当時はまだ実際に改正事業に着手していたわけはなかった。今や、改正事業は全国にわたって進行中であり、遅れ気味であった関東地方も、六七年あたりからピッチが上がっている。県では、租税課のなかの正租掛と地理掛とにまたがって担当するのは事業の進展に間に合わず、独立の地租改正

掛を置く必要にせまられたのであろう。このうち、三新法にいたる間、あまり大きな職制の改正はなかったようである。

注

(1) 『県史料』一一三ページ。なお、同ページに「章程条例等ハ之ヲ禁令ノ部ニ掲ケリ」とあるが、禁令の部にはそれらはのせられていない。ただし、『県史料』三一九ページには「神奈川県事務章程」が採録されているし、『資料編』16近代・現代(6)三には財政関係部分を抄録しておいた。しかし、『県史料』のものについては、警保・訳文・監察の三課を欠いている。そうなるのは、一八七四年一月に訳文課が廃されて外務課に合併され、四月には監察課が廃されて警保課に合併されたこと、および「警保課職制」は県の事務機構の一環ではあるが、当時は中央政府でも警察制度の改正を進めており、むしろそれと対応させて独自の「警保課職制」および「警保課事務章程」が七四年五月に作成されていたこと、などによっている。このことは、右の「神奈川県事務章程」が、七三年九月の発足当初のものではなく、少なくとも右の二つの合併と「警保課事務章程」制定後のものであることを物語っている。事実、同章程の文中に「明治六年十一月十一日増加（追加の意味——引用者）」とか「明治七年七月九日増加」とかの注記が見出され、少なくとも七四年七月七日以降のものであることがわかる。また、「庶務課」がこちらでは「諸務課」となっているが、その変更がいつであったかは不明である。

なお、『資料編』所収のものについては、右の三課を欠いている点は同じであるが、学務課がのせられている。

第二節 定額金の制度と実態

維新期の府県レベルの会計制度については、全体としてはっきりしないことが多く、神奈川県の場合も、その例外ではな

い。それは、一般に資料が系統的に得られないとか、信頼するにたる研究がほとんどないとかということのほかにも、もともと中央―府県―区町村というような財政機能の分離がはっきりしておらず、むしろ試行錯誤を繰り返しながらその分離が進行しているのがこの時期であり、実態そのものが不分明だったことにもとづくところが大きい。

それでも、中央の出先機関としての側面に関する県の財政については、中央政府の財政統制の必要から比較的早くにある程度制度が整えられ、県もそれに従うことが要求されたため、資料もいちは残されているようである。『県史料』の「会計」の部に載せられているものがそれに当たり、以下では主として同資料によって、この時期の会計の制度と実態をみることにしたい。それは、いわば国税の一部分を県が費やして国の仕事をするという会計、ときとして官費とよばれた会計である。しかし、府県には中央出先機関としての機能のほかに府県独自の機能があり、それを裏づける財政・会計、いわば県税で県固有の行政をおこなう会計が存在する――しばしば中央ないし区町村と重なり合っているが――のであるが、この部分については、維新期には系統的な資料はえられない。また、中央と府県の関係が不分明だったくらいであるから、府県と区町村の財政――それらは合わせて「官費」に対する「民費」⁽¹⁾とよばれることが多かったが――については、いっそうその傾向が強かったうえに、系統的な資料に乏しい。それを前提にしたうえで、以下では『県史料』や『資料編』16近代・現代(6)などに所収の資料を手がかりにして、ある程度見当をつける作業を進めることにしよう。

一 定額金の制度

初期の定額金 制度適用除外 明治政府は成立早々、支配下の各府県の会計制度として「定額金制度」^(*)を設けた。これは中央政府の出先機関と

効率的に遂行すべきことを定めたものである。『県史料』による限り、この定額金制度ないし「定額金」なる名称は一八七九（明治十二）年度まで用いられていたようで、八〇年度からは代わって「県費」という語が用いられている。したがって、本章が対象とする時期の県会計（中央出先機関としての）は、ほぼすべて定額金制度で覆われているということになる。なお、この定額金なる名称のほかに、定額常備金・定額常費・定額常費金・常備金・備金・定備金などという名称が、『県史料』のなかにみられるが、定額金と同じものをさしているとみなしてほばさしかえない。そして、このせまい意味の定額金のなかに収まりきれない出費には、額外常費・臨時費・県庁臨時費・非常臨時費などという名称が与えられ、それぞれ中央から特別に定額以外の支出として認められたもののものである。また、これは重要な点で必ずしもはっきりしないのであるが、定額金およびそれを補完する額外常費や臨時費等はほとんど消費的な経費に限られているらしく、のちにみるように、土木費や営繕費などは、それと別に計上されたものとみなされる。さらに、警察費についても、基本的には別途計上されているように思われる。いずれにせよ、定額金をはじめそれらの具体的な内容については、のちに立ち入って検討する。

ところで、神奈川県をはじめ全国共通に設けられた定額金制度の適用外におかれた。というのは、前節で述べたところから容易に察せられるように、本県は固定的な枠になじまない対外関係の収支が多く、全国共通の制度では律しきれなかったから

である。まず、神奈川奉行から神奈川裁判所へと支配権が移行した当初は、まだ中央政府にほとんど財源がない時であるから、官員の月給にせよその他の経費にせよ、いわば現地調達のかたちとならざるをえなかった。すなわち、はじめは幕府から接收した資金および関税収入その他の収入金をもって、外務や正金兌換を含めた裁判所の行政費用を支弁していたのである。しかし、このような関税収入による外交費用をもつものが地方権力としてふさわしいはずがなく、政府は明治二年八月、大蔵省から監督司および出納司を派出して、当地の財政を直轄することとし、同年十二月からは、すべての金穀出納は両司にまかせ、県としては必要のたびごとにそこから支給を受けることになった。したがって、定額金は必要でも可能でもなかったのである。ということは、逆に言えば、中央政府の機能とくに対外機能を代替することがなくなってくれば、神奈川県も全国共通の定額金制度に従わざるを得ないことを意味しているのであって、事実、前節で述べたように、多くの中央政府機能を中央へ引き渡した明治四年からそれが実現するにいたる。

定額金制度 の採用

一八七一年九月二十五日の大蔵省達により、神奈川県財政は「以来ハ地方ニ属スル諸入費ハ管轄高相当常備金ヲ置御規則ノ通仕払」「臨時御出方ノ儀ハ一々当省エ申立可請差図」などと定められた。「地方ニ属スル諸入費」^{（マツ）}はいわば県内の内政費で、これはすべて他県なみに定額金制度に従えというのである。一方、「外務関係ノ入費ハ別ニ常備金ヲ置仕払」^{（マツ）}うことにするから「是迄月々諸費ニ抛一ヶ年用途ノ見込」（以上、『県史料』八一五ページ）を調べて申告するようにと指示された。ここにいたって、神奈川財政の出納司・監督司直轄時代は終わり、内外経費いずれも常備金（定額金）制度でカバーされることになった。なお、定額金採用に関する右の大蔵省達は、当然それに付随して次のような問題をうみ出している。すなわち、これまで中央政府と県とが合体して運用していたため区別を必要としなかった收支について、ここで改めて中央と県とがそれぞれ何を担当すべきかが、対外関係費を含めて深刻な問題となったのである。大蔵省は右の達のなかでこの点

について左のような重要な指示をおこなっている。

(一) 各国公使館や居留地修復などの営繕費については、「兼テ定約有之候敷全外務ニ属シ候分ハ金三百両ヲ限内務ノ廉ニテモ格別急キ候敷又ハ定規有之修繕等ノ分ハ金高三拾両以下」(『県史料』八一五―八一六ページ)は工事開始後上申する。ただし、新規の分はあらかじめ伺を提出する。(二) 現物納の米穀については、「米倉并有米共当九月限出張出納寮エ引渡以後貫属秩禄老養扶持棄兒養育米囚徒々刑人飯米其外諸渡方一ヶ年分当御物成米ノ内ヲ以最寄村々エ凡積置米イタシ」ておいて引き渡す。(三) 「道路橋梁修繕并学校病院等創設或ハ街市遷卒等其他右ニ属シ候諸入費ハ以来都テ積立五厘金并別廉御用積立金等ヲ以取賄官費不相成様方法相立」(『県史料』八一六ページ。なお「積立金」「五厘金」はいずれも横浜の商人の拠出によるもの)てなければならぬ。

すなわち、営繕費については、対外関係で欠きえないものは三〇〇両、内務には三〇両の支出権限を県に与えて摩擦をやわらげる。とくに『県史料』によれば、中央へ伺出しておこなう工事の遅延を、外国から繰り返し指摘された神奈川県が、中央政府と外国との間に入って苦慮している様子がうかがわれる。第二の米穀の取扱いの意味は、必ずしも十分には理解できない。中央と県との共管のようになっていた、地租としての収納米をすべて出納寮に引き渡すのは当然であり、以後「貫属秩禄老養扶持」などについては、もよりの村などに一か年分を積み置いて引き渡すというのは、現物の米を物理的に中央に集中し、改めて必要な配分をするというのにとまなう、無駄をばく意味であることは当然考えられるし、従来からもそれはおこなわれていたことである。だが、「貫属秩禄」以下の費目は、本来、県ではなくて中央が担当すべき業務なのに、その配分すべきものがたまたま米であるから、便宜上その米については各地へ貯蔵しておいて配分する、という含意であれば、なぜこれらの経費について、かかる決定がなされたかが問題となる。というのは、定額金勘定をみると、それらが中央固有の業務であるかの

ように扱われていると読めるのに、その理由がのちにふれるように、必ずしも十分推測できないからである。

さらに、経費の負担区分についていっそう大きな問題は、「道路橋梁修繕」以下のものについて、以後すべて積立金などでまかない「官費不相成様」にせよという指示であろう。事柄の重大さの割に、文面が簡単すぎて意味がとりにくいのが、これが実施されるに当たっては、負担について繰り返し中央と県との折衝がおこなわれている。とりわけ、居留地にかかわる諸経費について、県は「官費」負担を要求している。たとえば、居留地内の橋梁道路関係費を官費としたことはもちろん、居留地および港内の合計五つの区の邏卒のうち、三つの区は全市民保護のためであるから積立金で月給を払うとしても、残りの二つの区は外国人居留地のものであるから官費でまかなうことなどの要求がそれに当たるとは⁽³⁾。また、たんに対外関係のみでなく、管内全体について、従来官費でまかなってきた橋梁懸替修繕などは従前どおりにしたいことなども求め、中央から承認されている。なお、これより先、明治三年九月に県庁改築をめぐって官民費負担区分が問題となった際、一般の県庁建築の規定に従えば「御入費三分ノ一官金三分ノ二ヲ郡中へ割当」(『県史料』八二九ページ)。なお、この規定は前掲「県官人員並常備金規則」によるものであるべきであるが、「当庁ノ儀ハ港内市政事務格外有之儀ニ付……総高ノ内二分五厘官金ヨリ御出方二分五厘市中積立金ヨリ差出シ五分通ヲ郡中へ割付」けることにした。すなわち、神奈川県の場合、県庁の機能が他県に比して市政に偏っているから、官費と民費の区分および民費の内部における市郡の間の負担区分も、それに応じて全国の規定とは異なった比率にしたいというのである。さらに興味深いのは、県庁のうち外国人応接所などはまったく内務に関係ないので「民費へ充候テハ事理相当不仕」(以上、『県史料』八二九ページ)、したがって官費でまかなうこととなった。こうした動きから、対外関係もち、都市的色彩をもった神奈川県の特異性をふまえて、次第に官費・民費の区分が具体化していく過程を読みとることができよう。

ところで、定額金は県ごとにいちおう石高に応じて定められたのであるが、外務を含み他県におくられて採用した本県の場合

合、むしろ過去の実勢にもとづいて定められたようである。といっても、それまでの実勢は、一か月二万二〇〇〇円程度の支出であったのを、大幅な節約を前提にして一か月一万八〇〇〇円計上し、十月から十二月まで三か月間試験的に実施し、その様子を見て内政費は規定どおり「管轄高ニ応シ候定備ヲ以仕払」い、「外務ニ属シ候分ハ全額可伺出候」（以上、『県史料』八一―八一七ページ）こととなった。その結果をみると、一か月平均一万三七〇〇〇円余であった。これにもとづいて、県では向こう三か月間さらに節約した二万三〇〇〇〇円をもって再度の試験を重ね、結局内務五〇〇〇〇円、外務八〇〇〇〇円を常備金として、明治五年四月から本格的に実施した。¹⁴⁾これらは、それぞれ内務定額および外務定額・外務常備金などと呼称される場合もあったようである。こうして、本県の定額金制度が定着したのである。

しかし、これで制度が固定したわけではない。前節で述べたように、明治五年八月に神奈川県裁判所が置かれて、神奈川県から「聴訟断獄」の事務が司法省に移されると、当然それにもなつて人員も減り、内務定額三〇〇〇円、外務定額一三〇〇円が削減されている。さらに、一九七三（明治六〇）年六月には、常備金の内外務の区別が廃止された。というのは、「当県事務ノ儀内外ト引分リ居候得共東京出張所等内外引分リ不申」「出納課邏卒課管繕課等官員ハ内外引分リ居候得共事務取扱上ニライテハ混淆ニ付内外諸費判然区分難相立」（以上、『県史料』八二―八三ページ）いからである。さらに、実質上大きな意味をもつ改正は、第二常備金ないし予備金の新設である。

予備金制度の特 殊 性

県は前述した定額金一万三〇〇〇〇円の試験的实施に際し、これはまったく「庁内入費丈ケノ見込」であり、別途三万円の予備金を支給すべきことを求めた。その理由は「御国官員ノ内外国へ罷越居候筋ヨリ差越候荷物米 国在留御国領事ヨリ届ケ越候船賃其他御国人民漂流救助ニ逢ヒ候節等入費領事立替相払置都度々々日限りノ為替手形差越候節 差懸リ一時操替分其他諸外国へ引会無抛失費ニ不相成候テハ不叶分或ハ各省へ操替分并追テ管轄石高へ割当候管繕向入費等無

余儀廉々一時操替」（『県史料』八一―九ページ）などに必要だからである。開港地および外交基地としての横浜―神奈川県は、たとえ内務を大幅に上回るほどの外務常備金の枠をもっていても、なおかつそれではカバーしきれない臨時の立替払に利用しようのような性質の資金を手許におかねばならず、主としてそのために予備金を設ける必要があると上申したのである。

これに対して政府は、とりあえず仮の予備金として一万五〇〇〇円を認め、県は繰替払など臨時の費用にあてていたが、七年五月に改めて開港場のある諸県に予備金が置かれ、前の一萬五〇〇〇円の使い残りの分は引き揚げ、代わりに年間五〇〇〇円が与えられることとなった。しかし、神奈川県はこの金額ではとうていまかない切れないので、「内務五千円外務一万円ト積従前ノ金額一万五千円御渡被下度」と申請した。ところが、これに対して内務省は、今回の予備金は「必竟其県管民ノ救急不時ノ賞与或ハ天災等ニテ難閣修繕ノ類其他内外交際上非常ノ失費等ニ被相備候儀」（『県史料』八二―四ページ）であって、繰替金などをまかなうものではないから申請は認めないが、格別三〇〇〇円だけを増額しようと回答した。この内務省の説明は、開港場とくに横浜に認められた予備金の説明としては焦点がはずれているが、神奈川県はその点をとりあげて、開き直った形で次の伺を提出した。政府が予備金の性格を右のよういいう以上、「已後各国在留公館ヨリ当港バンクエ可仕払物品買上代価其外為替金当県ニテ操替仕払候ニ不及儀」（『県史料』八二―五ページ）と心得て、今後は右公館等から日限の為替手形などがまわってきても当県では払わないことにする。それは、関係する外国人に対して不都合とはなるが、政府の方針である以上、当県では断わるから、政府としては至急各公館に連絡してほしい。政府でその決断がついたら、当県は先の一万五〇〇〇円の代わりの八〇〇〇円を受け取るつもりである云々。これに対して、内務省は七〇〇〇円を追加して一万五〇〇〇円を下渡すので、これで繰替金もまかなうようにと、先の指令を全面的に撤回し、県の言い分を認めた回答をして、この件は落着した。

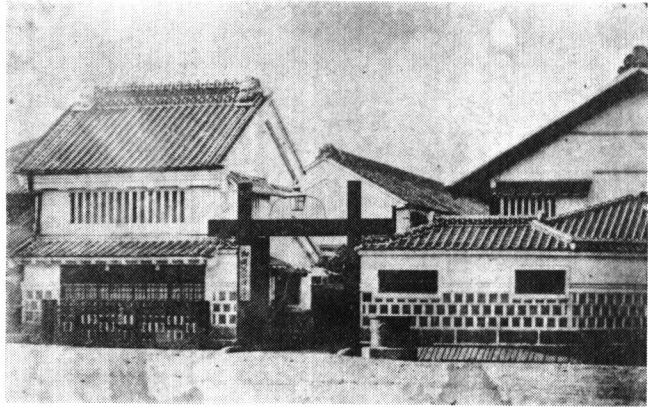
ただし、開港県にはこの予備金がおかれ、これが第二常備金に当たるとされたが、「県治条例」で定められた第二常備金は

「管下堤防橋梁道路等難捨置急破普請等ノ入費」⁽⁵⁾にあてることとなっていたので、その本来の意味の第二常備金を神奈川県は実際上もたないことになる。⁽⁶⁾そのため、右のような出費の場合、しばらくは出納寮からの当面の前借りないし内借りによってしのごという、従来官費による工事の場合にとられていた方式が踏襲されていた。その後、七三年八月大蔵省命令「河港道路修築規則」により、七〇年から七二年の平均七万二〇〇〇円余を、民費二万七〇〇〇円余（三八割）、官費四万五〇〇〇円弱（六二割）と分割し、この後者を以降の定額⁽⁷⁾と定め、七四年から実施した。

こののち、三新法下で制度が変わるまでの間、『県史料』所載の資料による限り、あまり大きな変化はないようである。というのは、そこにみられるのは、西南戦争にもなつて七七年に「(非常)臨時費」が、また同年のコレラ流行にもなつて「臨時費」が支給されたことが目立つ程度であつて、ほかは大部分常備金の受取りと期限・増減額・流用などについての資料だからである。

為替方の機能

定額金制度の一環として、簡単に為替方についてふれておこう。もともと、神奈川県のが為替方は三井組が担当していたが、同組が三井銀行と改称した際、改めて県との間に交した一八七六年十一月の「為替方約定書」(『県史料』八五九―八六二ページ。以下の説明および引用はすべて同約定書による)によってその機能をうかがうことができる。為替方の役目は「東京本店ヲ根拠トナシ兼テ横浜ニ設ケアル分店ニ於テ諸貢租金ヲ始メ官金及大蔵省其他ヨリ可請取金銀ノ取扱」をすることであつた。具体的にみると、租税等の諸納金の場合、為替方はそれらを横浜分店で受け取り、眞實検査の後、為替方の預り券を渡し、納主はこの預り券を租税課に納めて納税したことになる。租税課は預り券金額を取立帳と照合して預け帳に記載し、為替方は預り帳へ記載し、双方証印して預り券を為替方へ返す。一方、出納課から各課へ渡す支出分については、金額および渡し先を記した切符を支払い、それが為替方で現金化される場合には、印鑑と照合のうえ、現金を渡し、元帳と差引計算し、



御用為換座三井組

三井文庫提供

切符は出納課へ返す。右のようなかたちで、為替方は国庫ないし県金庫の役割を果たしたのである。

このほか、同「約定書」で目につく規定は、(一)出納課の都合による各種貨幣の交換、(二)預け金抵当としての一〇万円の大蔵省への納入、(三)納金については納主から金高の一〇〇〇分の一を取り立てて手数料とし、定額常費金など大蔵省その他から受け取って支払うものは、一か年一五〇〇〇円を官金取扱給料とする、(四)東京・横浜間の為替金打歩(手数料引用者)は、すべて一口一〇〇円以上は一〇〇円に付き五銭、一〇〇円未満五〇銭以上は一銭とする、などである。なお、ここでくわしく論ずる余裕はないが、中央・地方を問わず、民間預金の未発達だった当時としては、このように地方から吸い上げた税金を中央へ送付するまでの間、および逆に中央から地方の支払いにあてるために送付されて、実際支払われるまでの間に預金として滞留する資金は、公金預金として銀行の貸付活動のための重要な資金源であった。⁽⁸⁾

注

(1) 民費については、のちに立ち入って検討するが、一般的な語義や全国の様相などについては、藤田武夫『日本地方財政制度の成立』第三章を参照。

- (2) 第一節で紹介した明治二年七月「県官人員並常備金規則」にもとづく。しかし、「常備金」という呼称よりは、「定額金」とよばれることが多かったようであり、本章でも「定額金」という呼称を用いておく。
- (3) 『県史料』八一七―八一八ページ。なお同七年八月に神奈川県が県兵を廃して取締（警官の意——引用者）を置いた際、居留地などの外国人保護のため取締経費は官費で、内地のためものは積立金など町方の負担にしたいと県が伺い出たのにたいして、大蔵省はやはり「右諸費ハ積立有之候五厘金等ヲ以テ取締可成丈官費不相成可致事」と指令している（『県史料』第五卷 五四四―五四七ページ）。神奈川県の言い分が、明らかに合理的であると思われるが、本文で述べた例の場合同様、この時点では大蔵省はなるべく多くの経費について「官費不相成可致事」を府県に求めていたであろうか。
- (4) 『県史料』八二―八三ページ。なお、このあたりの『県史料』は、貨幣単位を表示するのに「両」「金」「円」を同じものとして用いているので、本文ではいちおう「円」に統一してある。
- (5) 『県史料』八三―八四ページ。なお、次項でおこなう定額金の分析の際に拠った『県史料』八八四ページ以下には、この「第二常備金」ないし「予備金」という名目の勘定が見当たらない。制度上、どのような関連なのか、目下のところ不明である。
- (6) 「第二常備金ノ儀当港内外ノ事務相跨定額他県ト比較難致……堤防入費等ハ右ニ相籠リ居不申候」（『県史料』八三二ページ）。
- (7) この「定額」なる語は、『県史料』八三三ページによるのであるが、次項で述べるように、定額金に関する勘定のなかで、定額常費や額外常費は土木費を含んでいないと思われるので、この「定額」は、それらのはかにある（と思われる）「土木費」勘定についてもやはり定額が定められていたことを示すのであろう。そうだとすれば、同書八三二ページに「管轄高三拾五万石余ノ常備ハ金六千七百五拾兩ニ相成」とあるのは、神奈川県の土木費の常備（定額）は、六七五〇円に当たるという意味になりそうだが、そういつてよいかどうか。
- (8) くわしくは、加藤俊彦・大内力編著『国立銀行の研究』を参照。

表1-66 年度別定額金勘定収入内訳

区 分	1875年	1876年	1877年
定 額 常 費	118,140 円	122,733 円	121,718 円
額 外 常 費	130,395 (洋銀30万ドル)	115,843	33,199
臨 時 費		20	26,323 (コレラ 予院費)
税 外 収 入	112,755 } 洋銀13,402ドル } 大蔵省納 大蔵省より 45,635受取貸下の 分 4,874 } 洋銀551ドル } 貸下返 納大蔵 省納	112,362	3,011 (薩賊征 討費)
雑 部 貸 下		16,604大蔵省納 5,041大蔵省より 受取貸下	1,042

注 『県史料』884-893ページより作成

二 定額金の実態

定額金勘定

『県史料』には一八七五(明治八)年度以降の定額金の勘定がのせられている。それ以前のものは今のところ見出しえないので、以下ではそれに従って、三新法下で経理の仕組が変わる前の七五―七七年度の定額金勘定の内容を検討することにしよう。表一―六六以下は、それにもとづいて全体をとりまとめたものである。年によって違いがあるが、定額金勘定というものは、表一―六六が示すように、定額常費・額外常費・臨時費・税外収入・雑部・貸下などという勘定科目から成っている。各科目とも収入は、すべて「大蔵省カラ受取」の一行だけであって表一―六六はそれを整理したものであり、表一―六九・七〇に示したのは、定額常費・額外常費の支出内容である。各勘定とも大蔵省から受け取って支出し、残額が出れば「大蔵省へ還納」項目にかかげられている。

各勘定科目 の性質

つぎに、各勘定科目の性質を、それを構成している費目から推察してみよう。まず定額常費が、その名からもわかるように、いわゆる定額金制度の主柱をなす勘定であることは明らかであろう。これは原則としては、各府県の経常的な業務をまかなうためのもので、管轄石高に見合せて全国共通に定められた金額から成っていると思われる。これに対して、「額外常費」は、中央政府出先機関としての府県がかなり恒常的になすべき行政であっても、全国一律の定額常費ではカバーしきれないような行政費をまかなうのが、おそらく原則であろうと思われる。全国共通であっても、府県の経常的な業務とはいえない、中央政府直轄たるべき性質のもの——たとえば秩禄や徴兵費など——はここに含まれてくるし、また当該地方特有の、しかし中央政府がなすべき業務——たとえば吉田新田埋立費のように横浜特有であっても、外交問題がからみ、中央政府の責任で処理すべきもの——などもここに含まれている。「臨時費」で計上されているのはコレラ病予防費と西国鎮静費(薩賊征討費)だけであって、純粹に臨時的な経費として処理されるものであろう。

「税外収入」という科目の性質はわかりにくい。たんに「租税以外の雑多な収入」というのとはちがった用法で、「国税の一部を割り当てられる定額常費や額外常費とちがって、国税の収支でない資金の出入」を意味するものようである。このうち表一・六六のなかの添書にあるように大蔵省から受け取って貸し下げたり、逆に貸下げの返納を受けて大蔵省に納めたりするのは、明治初期に中央政府の政策としておこなわれた各種の殖産興業のための資金貸付・返納を、県が仲介していることを示すものと考えられる。七六年度の場合に「貸下」勘定が独立しているが、これは前年には税外収入に含まれていたものとみなしてさしつかえない。しかし、同じ税外収入のなかで添書のない部分、たとえば七五年度の一一万円余と洋銀一万三〇〇ドル余とがいかなる性質の資金なのか、はっきりしない。洋銀を含み、定額常費に匹敵するほどの多額の資金を「大蔵省納」めとするのは、いかなる操作なのかをはっきりさせるのは今後の研究にまつほかはない。⁽¹⁾

表1-67 定額常費受取部門別金額

部	門	1875年	1876年	1877年
本	庁	114,606 ^円	115,074 ^円	114,587 ^円
支	庁	126	4,207	4,420
船	改	519	534	410
神	社	2,890	2,918	2,301
	計	118,141	122,733	121,718

注 『県史料』884—893ページより作成

表1-68 額外常費受取部門別金額

部	門	1875年	1876年	1877年
本	庁	230,094円 洋銀 300,000ドル	114,510円	31,886円
支	庁	95	1,079	1,018
神	社	206	255	296
	計	230,395 洋銀 300,000ドル	115,844	33,120

注 『県史料』884—893ページより作成

定額常費・額外 常費の収支部門

つきに、これらの勘定がどのような部門で、どれだけ受け取られ、支出されたかをみたのが表一・六七・六八である。これによると、神奈川県の場合、本庁・支庁・船改所・神社が定額常費の出入部門であり、額外常費も船改所を除いた右の三部門にかかわっている。金額の大部分は本庁の手で処理されているうえ、支庁の分も、実質上は本庁と同じ性質の出入と考えてよい。これに対して、船改所は、機構上いかなる地位にあり、なぜ独立の別勘定を立てているのか不明であるが、金額はそれほど大きなものではない。なお、船改所は、会計方式が変わっても、七九年度までは存続しているようである。神社というのは、官幣中社鎌倉宮および国幣中社寒川神社であって、神官月給・賜饌料などを含んだものである。これは、無視していいほど小さくはないが、ことさら論ずるほどの問題もなさそうなので、以下では主として本庁の定額常費について、立ち入って検討することにしよう。

本庁の定額 常費内訳

表一・六九には、本庁の定額常費内訳がかかげてある。使途別と目的別のいり混じったこの表で

表1-69 定額常費（本庁）内訳

科	目	1875年	(比率)	1876年	(比率)	1877年	(比率)
俸給	給与費	66,691	(66.0)	52,834	(49.7)	54,968	(48.6)
旅庁	旅費			8,561	(8.0)	6,238	(5.5)
中	費	10,423	(9.4)	5,543	(5.2)	5,120	(4.5)
史誌	編輯費	337	(0.3)	9,447	(8.9)	11,846	(10.5)
厩	費	984	(0.9)	728	(0.7)	843	(0.7)
囚	獄費	10,533	(9.5)	1,488	(1.4)	1,371	(1.2)
懲	役費	3,612	(3.2)	9,017	(8.5)	10,805	(9.6)
懲	役人諸費	3,981	(3.6)	4,847	(4.6)	5,355	(4.7)
外	国人諸費	11,941	(10.7)	11,213	(10.5)	4,413	(3.9)
居	留地諸費	2,731	(2.5)	2,705	(2.5)	3,018	(2.7)
徒	前民費諸費					9,045	(8.0)
	計	111,232	(100.0)	106,382	(100.0)	113,022	(100.0)

注 『県史料』884—890ページより作成

は、それぞれの費目区分の原則は、必ずしも明確にはとらえられないが、年々の金額一百万円前後、そのうち俸給・給与・旅費などの人件費で六〇—七〇割、庁中費一〇割、囚獄関係費で一三—一六割、対外関係費で六一—一三割といったところである。七七年にあらわれる従前民費諸費というのは、おそらくそれまで民費として支出されてきていて官費の負担でなかったもののうち、この時点で官費支出がふさわしいとして移されたものであろう。しかし、その細目は不明である。

本庁の額外常費内訳 つぎに、表一七〇によって額外常費を調べよう。

でも定額常費の二倍にのぼり、このほかに洋銀三〇万ドルがあるのだから、いかに当時の額外常費が大きかったかがわかるであろう。翌七六年にも、定額と額外とはほぼ等しい大きさで、七七年にいたって額外が定額を下回ってくる。さらに、額の大きさもさることながら、その内訳をみれば、質的にもこれが中央政府出先機関としての、県の財政を特徴づける主要な要因となっていることがわかる。といっても、ひとつひとつの費目をみると、なぜそれが、ほかなら

表1-70 額外常費(本庁)内訳

科 目	1875年 (比率)		1876年 (比率)		1877年 (比率)	
	円	%	円	%	円	%
給 与	900	(0.4)	3,254	(3.1)	778	(2.5)
秩 禄	96,683	(42.5)	83,162	(80.0)	7,180	(23.0)
賞 勲 手 当					303	(1.0)
庁 中 費	70	(0.0)				
仏国禪師遷座入費	5	(0.0)				
煙草印紙諸費	469	(0.2)	177	(0.2)	印捌 紙手 類数 2,004 (6.4) 売料	
訴訟罫紙諸費	134	(0.1)	174	(0.2)		
証券印紙諸費			1,719	(1.7)		
度量衡諸費	1,023	(0.4)	500	(0.5)		
購 費			3,253	(3.1)	2,245	(7.2)
地 所 買 上 代	52,480	(23.0)				
吉田新田埋立費	75,119 洋銀30万 ^円	(33.0)			804	(2.6)
囚 人 諸 費			4,501	(4.3)	5,651	(18.1)
懲 役 人 諸 費			6,542	(6.3)	8,516	(27.3)
復 籍 人 諸 費	324	(0.1)	162	(0.2)	31	(0.1)
外 国 人 諸 費					750	(2.4)
旧 貨 幣 交 換 費	2	(0.0)	1	(0.0)	3	(0.0)
損 傷 札 交 換 費					3	(0.0)
官 省 札 交 換 費					2	(0.0)
救 薬 諸 費			20	(0.0)	122	(0.4)
売 薬 諸 費					5	(0.0)
疫 牛 撲 殺 費	344	(0.2)				
例 祭 金 幣 料					20	(0.1)
難 破 船 諸 費					3	(0.0)
居 留 地 諸 費					290	(0.9)
償 戻	79	(0.0)	29	(0.0)	1,890	(6.1)
徴 兵 費			485	(0.5)	629	(2.0)
計	227,680 洋銀30万 ^円	(100.0)	103,978	(100.1)	31,228	(100.0)

注 「県史料」885-892ページより作成。1875年の計は227,632円になるが、「県史料」の227,680円によった。

ぬ額外常費に含まれていて、定額常費や臨時費など他勘定科目でないのかは、必ずしもわからないし、とくに定額常費のなかでも重要だった囚獄関係費などは、いかなる基準で両者の間に振り分けられたのか疑問なしとしない。居留地諸費や外国人諸費にしてもそうである。また、救療諸費や疫牛撲殺費などは、官費でなく県税ないし民費による負担であってもおかしくないようにみえる。いずれにせよ、当時の勘定の振分けについては、目下、直接それを示す資料を欠いているため、根拠が明確でないうらみはあるが、それにもかかわらず、表一七〇を一見して額外常費の特徴は明らかであろう。

すなわち、まず第一は、それが秩禄支払を最大の役目としていたことである。支出中の八〇割を占める七六年度はいうまでもなく、七五年度も一〇万円に近い金額で四三割に当たり、支出中とびぬけて第一位を占めている。さすがに、秩禄処分が進んだ七七年度には、金額も比率も落ち込むが、それでも七〇〇〇円、二三割を示している。なお、維新期の中央政府財政支出にとって、秩禄が重い負担であったことはよく知られているが、具体的にそれが末端の旧武士層の手に渡るのは、府県の額外常費というかたちで支出されることによってであったことが、この表から確認される。

第二に、七五年度の地所買上代および吉田新田埋立費の大きさが目につく。両者を合わせれば一二万八〇〇〇円と洋銀三〇万ドルとなつて、単一費目としては、この三年間のどの費目よりも大きいことになる。これらは、『県史料』（八五〇―八五二ページ）によれば、外国人居留地買上・焼跡地買上・吉田新田埋立のためアメリカ一番館ウォルシュ・ホール商会への支払い（洋銀三〇万ドル）、同埋立てにともなう潰地作徳金および同埋立てにともなう臨時工業資金などのようである。ここで立ち入る余裕はないが、吉田新田埋立はいうまでもなく、他の地所買上げについても、ひと言でいえば、開港地横浜の市街整備や土地整備の基礎作業だったのであり、いわばそのための先行投資がこういうかたちで金融されたのである。それは、特別会計としての額外常費にふさわしい役目だったといつてよいであろう。

第三に、秩禄が処分されて少額になり、土地整備費も計上されない七七年度には、囚獄関係費の大きさが目立つようになる。この費用については、定額常費との間の分担関係ははっきりしない——定額常費の方は物にまつわる、額外常費の方は囚人・懲役人・復籍人などにまつわるもののようにもみえる——が、全体として、県レベルの経常的な財政負担のなかで、当時はこうした費用が大きかったことがわかる。また、松方財政の紙幣整理期に、中央政府がその負担軽減のために、県庁や監獄などの建設費をすべて府県負担としたことは周知のところであろうが、いずれにせよ維新时期にはこの費目がかなり大きく、かつ中央・地方の負担区分、府県内部の会計間の区分なども、まだ流動的であった様子がうかがえよう。

第四に、金額としてはごくわずかであるが、各種印紙・罫紙など中央が導入した新しいタイプの徴税に関する経費や徴兵費のように新軍隊組織確立を裏付ける経費が登場しているほか、各種貨幣交換費にみられるように、維新混乱期を特徴づける貨幣政策のアフター・ケアーの費目があるなど、動乱がようやくおさまろうとしている時期を象徴する費目が並んでいることも、注目すべき点であろう。

土木費・警察費など ところで、『県史料』会計の部(八八四—八九三ページ)に、上記のとおり定額常費や額外常費などの計数がのせられていくのについて、八九三—九〇一ページには七五—七七年度の「神奈川県警察費遣払明細表」「明治八年—十年度土木及宮繕費」がのせられている。さらに、七八年度については「明治十一年度本県定額常費額外常費及其他ノ諸

経費等左ノ如シ」という書出しで、定額常費・額外常費・臨時費・雑部・税外収入・貸下金・警察官費・警察費・土木費・宮繕費・県税(七八年七月十一日)・雑課(同上)・仮地方税(七八年十二月—七九年六月)などに関する計数が、並列して記載されている(九〇—一九一ページ)。このうち、県税・雑課・仮地方税などは、のちにふれるとおり県独自の収支で、中央の直接の出先機関としてではなく、いちおう県独自の行政をおこなっているものとみなしうるが、ここで問題としたいのは、警察官費

表1-71 土木費

科 目		1875年	1876年	1877年
官	費	36,658 ^円	129,821 ^円	94,349 ^円
経	費	19,667	31,714	31,714
経	費	16,991	98,107	62,635
同上内訳	堤防	22,757	39,687	47,728
	道路	9,510	69,109	29,767
	港湾			29
	橋梁	3,210	15,580	9,317
	汐除		1,637	6,475
	樋管	497	2,227	528
用	悪水路	684	1,582	505
県	税	7,227	7,911	4,483
同上内訳	道路	4,221	7,488	3,994
	橋梁	910	423	229
	港湾			87
	用	悪水路	2,096	172

注 『県史料』896-900ページより作成

表1-72 警察費財源内訳

科 目	1875年 (比率)	1876年 (比率)	1877年 (比率)
警察官費	42,556 ^円 (54.3%)	66,757 ^円 (60.7%)	76,193 ^円 (64.8%)
県税	11,682 (14.9)	22,460 (20.4)	20,353 (17.3)
区費	23,892 (30.5)	12,855 (11.7)	12,855 (10.9)
課出金	252 (0.3)	7,875 (7.2)	8,271 (7.0)
計	78,381 (100.0)	109,947 (100.0)	117,672 (100.0)

注 『県史料』893-896ページより作成

・同県費・土木費・営繕費についてである。

前述のとおり、土木費や営繕費は定額常費や額外常費のなかには含まれていないと考えられる。だが、警察費の大部分は人件費なのであって、これが含まれている可能性はあるが、今のところたしかでない。ともあれ、資本的支出が上記の定額金に含まれていないとなると、中央の最先機関としての県の業務を裏づける会計は、人件費などの消費的経費については定額金制度でまかない、資本的経費については、個々の土木費や営繕費という勘定をたてて経理して

いたということになる。しかも、営繕費はそうならないが、警察費には収入の内訳が、それぞれ警察費・県税・区費・課出金と分けてのせられており、土木費も七五―七十七年度については官費とならんで県税が財源としてあげられている。したがって、少なくともこの両経費は、中央と県との双方の資金でまかなわれていたことが示されているわけである。いずれにせよ、これら諸会計の関係についてはなお追究すべき点が残されているので、その結果いかんでは当時の県財政（中央出先機関としての）の像はかなり大きく変わりうる。というのは、これら独立勘定と思われるものの金額が著しく大きいからである。

たとえば、表一―七一によれば、県税を別にして土木費は七五年度四万円、七六年度一三万円、七七年度九万円にのほっているから、当該年度の定額金各一万円をときには上回るほどの額に当たっている。営繕費はそれほど大きくはないが、それでも各年一―二万円ずつある。警察費は土木費を上回る大きさであるが、官費と県費などを区分してみると表一―七二のように官費は四―七万円となっている。なお、土木費の官費が経費と経費外に分けられているのは、年々の基礎的な土木費がまず「経費」として定められ、それをこえる例外的なものが「経費外」として、とくに許可を得て別途支出されたからであろう。具体的にみると、神奈川県の場合、「明治三年ヨリ五年ニ至ル河港道路修築金額三ヶ年ヲ平均シテ金三万五千貳拾八円九拾五銭八厘トス乃明治八年五月中上申シテ右金額ヲ以テ明治八年度ノ経費ト為シテ請⁽³⁾」い、内務卿からは「一ヶ年金三万五千貳百貳拾八円ヲ以テ本年ヨリ向四ヶ年経費金額ト⁽⁴⁾」すべき旨の指令があった。これらを、「経費(金)」「一周(感)経費」などと呼んでいる。ただし、それをこえる場合を、「経費外」とよぶという文書は見当たらないが、そういつてほぼ間違いない。

警察費については、総額の五―六割が官費、三―四割が県・区費でまかなわれており、原資料には費目ごとに、たとえば七五年度の場合、警部月給はすべて官費であるが、巡查月給のうち二万一一五七円は官費、一二万四三五九円は県税等によるとか、被服費のうち六四九三円は官費で、五八四一円は県税等などと、こと細かに分割された計数が示されている。ただし、そ